~西東京市国民健康保険にご加入中の方へ~

高額療養費のお知らせ※同封の返信用封筒でご申請ください

●高額療養費制度とは

高額療養費制度とは、医療機関等で1か月間の自己負担額(3割又は2割)が高額になった場合、年齢や所得に応じて設定された自己負担限度額を超えた分を支給する制度です。

●自己負担限度額について

【70歳未満の方の自己負担限度額】(医療機関(入院・外来は別)ごとに窓口負担が21,000円以上になるものが計算対象となります)

所得要件		3回目まで	4回目以降(※3)
所得(※1)が901万円を超える	ア	252,600 円+(医療費-842,000 円)×1%	140,100円
所得(※1)が600万円を超え901万円以下	イ	167,400 円+(医療費-558,000 円)×1%	93,000円
所得(※1)が210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
所得(※1)が210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円	44,400 円
住民税非課税世帯(※2)	オ	35,400 円	24,600円

【70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額】

負担割合	所得区分			外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割	現役	Ⅲ(課税所得690万	円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%【140,100円(※3)】	
	並み	Ⅱ(課税所得380万円以上)		167,400円+(医療費-558,000円)×1% [93,000円(※3)]	
	所得者	I(課税所得 145 万円以上)		80,100円+(医療費-267,000円)×1%【44,400円(※3)】	
2割	一般(課税所得 145 万円未満等)		· >±± ^/~ \	18,000円	57,600 円
			(冲寺)	〔年間上限 14.4 万円〕(※4)	【44,400円(※3)】
	佐田 佐田 佐田		低Ⅱ	8,000円	24,600 円
	住民税非課税世帯(※2)	低 I	8,000円	15,000 円	

- ※1 療養のあった月の属する前年(1月から7月までの場合は前々年)の国保加入者(同一世帯)の基礎控除後の総所得金額等の合計です。世帯主と国保加入者のうち、住民税申告をしていない方がいる場合には、区分アとみなされます。
- ※2 世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の場合に該当します。
- ※3 過去 12 か月以内に、同一世帯で高額療養費に3回該当している場合の4回目からの限度額です。
- ※4 年間上限額は8月から翌年7月までの累積額に対して適用されます。

●高額療養費の申請期限

申請をすることができると知った日(該当通知及び申請書の受取日)より、2年となります。 2年を経過すると時効により支給することができません。

- ●記入方法 ※簡素化申出書については申出書裏面をご参照ください
- 1 世帯主欄の記入

住所・個人番号(マイナンバー)・氏名・電話番号を記入してください。

- 2 支払い状況欄の記入
 - 記載された医療機関へのお支払いが済んでいる場合はチェックを入れてください。
 - ※国・都の医療費助成制度により一部負担金のお支払いがない場合もチェックを入れてください。
- 3 振込先の記入

銀行口座情報を記入してください。原則は世帯主様の口座への振込となります。

過去に西東京市国保の給付を受けたことがある方の場合は、①欄にその口座情報が印字されています。変更や誤りがないかご確認ください(個人情報保護のため末尾3桁は*で表示しています。)。

振込先の変更を希望される場合は、②欄に新しい口座情報を記入してください。